

一日(月)でするので、預貯金残高不足などにご注意ください。

贈与税の申告と納税

平成十四年中に贈与を受けた方の申告と納税は、二月三日(月)から三月十七日(月)までです。(土・日・祝日を除く)

消費税の確定申告

個人事業の消費税の確定申告と納税は、三月三十一日(月)までです。

▼所得税・贈与税・消費税についての問合せ
越谷税務署 ☎965・八一一一

▼事業税についての問合せ
越谷県税事務所 ☎962・二一九一

国民年金保険料について

社会保険事務所に納めた国民年金保険料については、市税務課から送付する「平成14年分所得税確定申告参考資料」には、含まれていませんので、申告の際には、領収書を持参ください。領収書を紛失した方は、社会保険事務所(☎048・737・7111)へ申し込みください。

住民税(市・県民税)

●住民税の申告が必要な方

平成十五年一月一日現在、吉川市に住所があり、平成十四年中に次の所得があった方や、吉川市内に居住していないが市内に家屋敷店舗、事業所、事務所などを持っている方は住民税(市・県民税)の申告が必要です。

◆営業・農業・その他の事業所得がある方

◆不動産(地代・家賃、利子配当などの所得がある方

◆給与所得の方のうち、給与所得のほかに所得があった方・勤務先から給与支払報告書が提出されてない方

◆平成十四年中に退職した方

●必要な書類

住民税の申告に必要な書類は、所得税の申告と同じです。

また、給与所得だけの方は、源泉徴収票(年末調整済)を申告書に添付して提出、または郵送していただくことができます。

●申告用紙が送られた方

申告用紙が送られている方で、平成十四年中に所得がなかった場合でも、その旨を申告書の裏面に記入して、申告期限内に提出してください。(郵送可)

例えば、扶養されている方は、だれの扶養なのか、学生の場合は、〇〇大学〇年生などを記入してください。

●申告しないと不都合が生じる恐れがある方

例えば：

◆国民健康保険に加入している方
◆お子さんが保育所(園)や幼稚園に入園している方
◆児童手当など、福祉関係の手当てを受けている方

◆住宅資金や事業の融資を受けている方など
以上の方々は、住民税の申告をしないと各種の証明書などが発行できず、受給手続きなどに不都合が生じる恐れがあります。

●申告の必要がない方

税務署に所得税の確定申告をした方や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済)が提出されている方は、住民税の申告をする必要はありません。

▼住民税についての問合せ
税務課 直通 ☎982・五一一四



【申告受付】

日時 2月17日(月)～3月17日(月)
午前9時～午後3時
※土・日曜日を除く
場所 市役所第2庁舎204会議室

【出張受付】

| 日 時 | 場 所 |
|--|--------------|
| 2月25日(火)～ 26日(水) 午前9時～11時 午後1時～3時 | 旭地区センター |
| 2月27日(木)～ 28日(金) 午前9時～11時 午後1時～3時 | 東部市民サービスセンター |

税理士事務所における還付申告無料相談

税理士事務所では、二月三日(金)から十四日(金)の期間(土・日・祝日を除く)、次の該当する方のうち、少額な還付申告相談の受け付けおよび申告書の作成を無料で行います。ご利用の方は、左記の税理士会支部または最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お越しください。
①年金を受けている方
②給与所得者で医療費控除を受ける方
③年の途中で退職した方および就職した方で年末調整が済んでいない方

問合せ 関東信越税理士会
越谷支部 ☎962・六三一一

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できるようになりました

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できるようになりました。ここで作成した申告書は、そのまま税務署に提出できます。なお、分離課税や給与所得の特定支出控除を受けられない方など、申告内容によっては利用できない場合もあります。
<http://www.nta.go.jp>